

厚生労働省発基安 0131 第 25 号 令 和 4 年 1 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之 上 1

別紙「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省 令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の 部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物のうち、 労働安全衛生法施行令 ( 以 下

「令」という。) 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、 厚生労働省令で定めるものとし

て、アクリル酸二―(ジメチルアミノ) エチルを含有する製剤その他 の物でアクリル酸二-(ジメチル

アミノ)エチルの含有量がその重量の一パ ーセント以上であるもの、 アザチオプリンを含有する製剤そ

 $\mathcal{O}$ 他 の物でアザチオプリンの含有量がその重量の○・一パーセント以上であるもの等を定めるものとす

ること。

一 名称等の通知の対象となる物の追加

譲 渡又は提供時 にその名称等を通知しなければならない物のうち、 令別表第九に掲げる物を含有する

製剤その 他 の 物で、 厚生労働省令で定めるものとして、 アクリル酸二― (ジメチルアミノ) エチル を含

有する製剤その他の物でアクリル酸二―(ジメチルアミノ) エチルの含有量がその重量の〇・一パ ーセ

ント以上であるもの、アザチオプリンを含有する製剤その他の物でアザチオプリンの含有量がその重量

の〇・一パーセント以上であるもの等を定めるものとすること。

三 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 施行期日

この省令は、 令和五年四月一日から施行すること。ただし、第一の一及び二並びに三の一部について

は、令和六年四月一日から施行すること。